

月収額計算表

— 申込家族の収入を確かめて月収額を計算してください。 —
 所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法をしてください。

給与所得者記入欄

年間総収入金額	
(申込者・なまえ)	百 十 万 千 百 十 円

年間総収入金額	
(家族・なまえ)	百 十 万 千 百 十 円

年金所得者記入欄

年間総収入金額	
(申込者・なまえ)	百 十 万 千 百 十 円

年間総収入金額	
(家族・なまえ)	百 十 万 千 百 十 円

年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
ア 651,000円未満	年間給与所得 = 0
イ 651,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円 = 年間給与所得
ウ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 969,000円
エ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 970,000円
オ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 972,000円
カ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 974,000円
キ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。 A × 0.6 = 年間給与所得
ク 1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.7 - 180,000円 = 年間給与所得
ケ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.8 - 540,000円 = 年間給与所得
コ 6,600,000円以上 10,000,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000円 = 年間給与所得

年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	ア. 120万円以下	年間年金所得 = 0	65歳未満の方	ア. 70万円以下	年間年金所得 = 0
	イ. 120万円を超え 330万円未満	(A) - 120万円 = 年間年金所得		イ. 70万円を超え 130万円未満	(A) - 70万円 = 年間年金所得
	ウ. 330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5千円 = 年間年金所得		ウ. 130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5千円 = 年間年金所得
	エ. 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5千円 = 年間年金所得		エ. 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5千円 = 年間年金所得
	オ. 770万円以上	(A) × 0.95 - 155万5千円 = 年間年金所得		オ. 770万円以上	(A) × 0.95 - 155万5千円 = 年間年金所得

(ア) 年間総所得金額

百 十 万 千 百 十 円

(イ) 控除額合計

百 十 万 千 百 十 円

年間総所得金額から①の控除額及び該当する特別控除額を必ず差し引いてください。

控 除 欄	
① 同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円 × 人 = 万円
② 寡婦(夫)控除	[寡婦(夫)であって所得のある人] 27万円 × 人 = 万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
③ 老人控除対象配偶者控除	[控除対象配偶者又は扶養親族が70歳以上である場合] 10万円 × 人 = 万円
④ 老人扶養控除	[扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合] 25万円 × 人 = 万円
⑤ 障害者控除	[障害者がいる場合] 27万円 × 人 = 万円
⑦ 特別障害者控除	[特別障害者がいる場合] 40万円 × 人 = 万円

その他の所得者記入欄

(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
-------	---------------

百 十 万 千 百 十 円

÷ 12 =

申込家族の月収額

この月収額を市営住宅入居申込書の月収額欄に記入してください。

あなたの申込家族の月収額が次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。
 この収入基準にあてはまらないときは申込みできません。

申込家族の計算後の月収額	
門真四宮住宅	158,000円以下の方 ※ 申込みのしおりに記載している「裁量世帯」(5ページ参照)に該当する方は、計算後月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも申込みできます。

※ 特別障害者とは、身体障害者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障害者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

9. 月収額計算表記入例

— 申込家族の収入を確かめて月収額を計算してください。 —
 所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法をしてください。

給与所得者記入欄

年間総収入金額	
(申込者・なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
門真 太郎	3 4 6 0 0 0 0

年間総収入金額	
(家族・なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
門真 真帆	1 3 8 0 0 0 0

年金所得者記入欄

年間総収入金額	
(申込者・なまえ)	百 十 万 千 百 十 円

年間総収入金額	
(家族・なまえ)	百 十 万 千 百 十 円

年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
ア 651,000円未満	年間給与所得 = 0
イ 651,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円 = 年間給与所得
ウ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 969,000円
エ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 970,000円
オ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 972,000円
カ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 974,000円
キ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後、4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。
ク 1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.7 - 180,000円 = 年間給与所得
ケ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.8 - 540,000円 = 年間給与所得
コ 6,600,000円以上 10,000,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000円 = 年間給与所得

年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	ア 120万円以下	年間年金所得 = 0	65歳以下の方	ア 70万円以下	年間年金所得 = 0
	イ 120万円を超え 330万円未満	(A) - 120万円 = 年間年金所得		イ 70万円を超え 130万円未満	(A) - 70万円 = 年間年金所得
	ウ 330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5千円 = 年間年金所得		ウ 130万円を以て 410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5千円 = 年間年金所得
	エ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5千円 = 年間年金所得		エ 410万円を以て 770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5千円 = 年間年金所得
	オ 770万円以上	(A) × 0.95 - 155万5千円 = 年間年金所得		オ 770万円を以て	(A) × 0.95 - 155万5千円 = 年間年金所得

(ア) 年間総所得金額

百 十 万 千 百 十 円
2 9 7 2 0 0 0

(イ) 控除額合計

百 十 万 千 百 十 円
1 3 9 0 0 0 0

年間総所得金額から①の控除額及び該当する特別控除額を必ず差し引いてください。

控 除 欄	
① 同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円 × 3人 = 114万円
② 寡婦(夫)控除	[寡婦(夫)であって所得のある人] 27万円 × 人 = 万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
③ 老人控除対象配偶者控除	[控除対象配偶者又は扶養親族が70歳以上である場合] 10万円 × 人 = 万円
④ 老人扶養控除	
⑤ 特定扶養控除	[扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合] 25万円 × 1人 = 25万円
⑥ 障害者控除	[障害者がいる場合] 27万円 × 人 = 万円
⑦ 特別障害者控除	[特別障害者がいる場合] 40万円 × 人 = 万円

その他の所得者記入欄

(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円

百 十 万 千 百 十 円
1 5 8 2 0 0 0

÷ 12 =

申込家族の月収額
131,833

この月収額を市営住宅入居申込書の月収額欄に記入してください。

あなたの申込家族の月収額が次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。
 この収入基準にあてはまらないときは申込みできません。

申込家族の計算後の月収額	
門真四宮住宅	158,000円以下の方 ※ 申込みのしおりに記載している「裁量世帯」(5ページ参照)に該当する方は、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも申込みできます

※ 特別障害者とは、身体障害者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障害者保健福祉手帳が1級の方をいいます。